

○土地改良事業補助金交付要綱

昭和35年2月2日
告示第87号

〔沿革〕昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

（目的）

第1 農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合、市町村若しくは知事が適当と認めるもの（以下「土地改良区等」という。）又は岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第2 第1に規定する事業の区分、種目及び経費並びにこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工事費から事務費への経費の額の流用
- (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- (3) 別表第1土地改良総合整備事業の調査設計事業の項（以下「調査設計事業の項」という。）経費の欄に掲げる2の経費の20パーセントを超える増減
- (4) 調査設計事業の経費の欄に掲げる3(1)から(4)までの各費目の額の20パーセントを超える増減

- (5) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- (6) 工種の新設、変更又は廃止
- (7) 調査設計事業の項経費の欄に掲げる2の事業における事業実施集落の変更
- (8) 調査設計事業の項経費の欄に掲げる3の事業における事業項目の変更又は廃止
(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日以内とする。

(事業の進捗の状況に係る報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日における補助事業遂行の状況を当該四半期の翌月10日までに、土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)により広域振興局長（補助事業者が岩手県土地改良事業団体連合会の場合にあっては、岩手県知事。以下「知事等」という。）に報告しなければならない。

(立入検査等)

第5の2 知事等は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 補助金の前金払を請求しようとするときは、土地改良事業補助金前金払請求書（様式第8号）を知事等に提出しなければならない。

(着手届及び完了届)

第7 補助事業者は、土地改良事業に着手したとき、及び土地改良事業が完了したときは、速やかに、土地改良事業着手（完了）届（様式第9号）を知事等に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

前 文（抄）（昭和39年 3月31日告示第261号）

昭和38年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和39年 8月14日告示第813号）

昭和39年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和40年3月31日告示第359号）

この告示は、昭和40年 4月 1日から施行する。

前 文（抄）（昭和40年10月15日告示第1091号）

昭和40年分の補助金から適用する。

附 則（昭和41年 4月 1日告示第305号）

この告示は、昭和41年 4月 1日から施行する。（後略）

前 文（抄）（昭和42年 4月18日告示第445号）

昭和42年 4月 1日から適用する。

前 文（抄）（昭和44年 8月26日告示第1104号）

昭和44年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和44年11月28日告示第1559号）

昭和44年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年度以前に採択された事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄）（昭和45年 8月14日告示第1203号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度以前に着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄）（昭和45年10月 2日告示第1479号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度の新規着工に係るかんがい排水事業、畑地かんがい事業又はほ場整備事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄）（昭和46年 9月13日告示第1261号）

昭和46年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和47年12月26日告示第1781号）

昭和47年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和48年 5月29日告示第721号）

昭和48年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和51年 3月16日告示第368号）

昭和50年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和54年12月28日告示第1840号）

昭和54年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和60年11月 1日告示第1074号）

昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和61年 3月31日告示第321号）

この告示は、昭和61年 4月 1から施行する。

前 文（抄）（昭和62年10月30日告示第894号）

昭和62年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成元年 3月31日告示第334号の2）

昭和63年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 2年11月30日告示第1036号）

平成 2年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 4年 3月13日告示第251号）
平成 3年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 5年 1月 8日告示第7号）
平成 4年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 6年 3月31日告示第328号）
平成 5年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 7年 8月 8日告示第705号）
平成 7年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 8年12月17日告示第1150号）
平成 8年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 9年10月14日告示第994号）
平成 9年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成 9年12月26日告示第1270号）
平成 9年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成10年 9月18日告示第829号）
平成10年度分の補助金から適用する。

附 則
平成13年10月23日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則
平成16年10月8日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則
平成18年4月14日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則
平成20年4月15日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成20年6月20日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成21年3月9日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
平成21年 4月 7日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則
平成22年4月20日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則
平成28年 7月 1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則
令和元年 6月26日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

令和2年10月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
農業基盤整備促進事業		<p>土地改良区等が行う農業基盤整備促進事業であつて、次のいずれかに該当するものに要する経費</p> <p>1 次に掲げる事業にいずれかを実施するものであつて、当該事業に係る受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの</p> <p>(1) 暗きょ排水事業</p> <p>(2) 客土事業</p> <p>(3) 区画整備事業</p> <p>2 1及び次に掲げる事業のうち2以上を併せ行うものであつて、これらの事業に係る受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上のもの</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業</p> <p>(2) 農道整備事業</p> <p>3 1、2又は4に掲げる事業を行うもの。ただし、次に掲げる事業であつて、当該事業に係る受益面積がおおむね5ヘクタール以上のものについては、農地造成に係る計画が定められているものに限る。</p> <p>(1) 農用地保全事業</p> <p>(2) 農地造成事業</p> <p>(3) 土壌改良事業</p> <p>(4) 交換分合事業</p> <p>(5) 営農用水施設整備事業</p> <p>(6) 農業集落整備事業</p> <p>(7) 防災安全施設整備事業</p> <p>(8) 土地改良推進事業</p> <p>(9) 特認事業</p>	<p>当該経費の70パーセント（豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下「特定農山村」とい</p>

		<p>う。)及び急傾斜地帯(受益地内の平均斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。以下同じ。)(以下「中山間地域」という。)</p> <p>において行う事業にあつては、75パーセント)に相当する額以内の額</p> <p>4 次に掲げる事業のいずれかを実施するものであつて、当該事業に係る受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業</p> <p>(2) 農道整備事業</p>	<p>用水施設に係る事業にあつては当該経費の55パーセント(中山間地域において行う場合にあつては、60パーセント)、排水施設に係る事業にあつては当該経費の60パーセント(中山間地域において行う場合にあつては、65パーセント)に相当する額以内の額</p> <p>当該経費の65パーセント(中山</p>
--	--	---	---

			<p>間地域において 行う場合又は過 疎市町村がその 区域（中山間地 域を除く。）に おいて行う場合 にあつては70パ ーセント、平成 12年10月6日付 けで策定された 岩手県準過疎地 域自立促進計画 における準過疎 市町村が中山間 地域において行 う場合にあつて は75パーセン ト）に相当する 額以内の額</p>
--	--	--	---

<p>土地改良 総合整備 事業</p>	<p>工業等導 入関連農 業基盤整 備事業 (他事業 関連)</p>	<p>農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の趣旨に即して、農村地域への工業等導入の促進と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業基盤の整備であって、土地改良区等が1に掲げる事業（以下「基幹事業」という。）を基幹とし、2に掲げる事業を併せて総合的に行う事業（基幹事業のうち区画整理事業のみを行う場合を含む。）であって、基幹事業に係る受益面積が20ヘクタール以上のもの（特定農山村を除く中山間地域において行う場合（農道整備事業を基幹事業とする場合を除く。）又は基幹事業に係る受益面積に水田転換面積が10ヘクタール以上のもの、農道整備事業を基幹事業とするもの（特定農山村を除く中山間地域において行うものを除く。）を行う場合にあっては当該基幹事業に係る受益面積がおおむね20ヘクタール以上、道路延長がおおむね1キロメートル以上のもの、特定農山村を除く中山間地域において農道整備事業を基幹事業とするものを行う場合にあっては当該基幹事業に係る受益面積が10ヘクタール以上であり道路幅員が3メートル以上のもの）</p> <p>1 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗きょ排水事業、客土事業、区画整理事業又は農地保全事業</p> <p>2 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗きょ排水事業、客土事業、区画整理事業、農地保全事業、交換分合事業、農用地開発事業、営農用水事業、土壌改良事業又は特認事業</p>	<p>当該経費の70パーセントに相当する額以内の額</p>
-----------------------------	--	--	-------------------------------

調査設計事業	<p>1 岩手県土地改良事業団体連合会又は土地改良区等が行う農業基盤整備促進事業又は次に掲げる事業（以下「農業基盤整備促進事業等」という。）に係る調査設計事業に要する経費</p> <p>(1) 国又は県の施行する農地の改良又は造成に係る事業及びこれらに準ずる事業に直接関連する次の事業</p> <p>ア 別に定めるかんがい排水事業又はほ場整備事業であって、当該事業に係る受益面積が1団地おおむね20ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 別に定める暗きょ排水事業であって、当該事業に係る受益面積が1団地おおむね20ヘクタール以上の完全暗きょ排水事業</p> <p>ウ 別に定める農道事業であって、急傾斜畑地帯にあつては延長がおおむね500メートル以上のもの、急傾斜畑地帯以外の地帯にあつては、い道、橋梁等特殊な工作物の含まれる延長がおおむね1,000メートル以上のもの</p> <p>(2) 別に定める次の事業</p> <p>ア 農業生産基盤整備事業</p> <p>イ ため池等整備事業</p> <p>ウ 農業集落排水事業</p> <p>2 市町村が行う農業集落計画策定調査計画事業に要する経費</p> <p>3 土地改良区等が行う農業集落整備実施計画事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 庁費</p> <p>(3) 委託費</p> <p>(4) 請負費</p>	<p>当該経費の70パーセント（市町村が行う農業基盤整備促進事業等に係る調査設計事業にあつては、50パーセント）に相当する額以内の額</p>
農村総合整備推進事業	<p>岩手県土地改良事業団体連合会が農村総合整備推進事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該経費の10分の10に相当する額以内の額</p>

水田汎用 化土地基 盤整備事 業		<p>土地改良区等が行う水田汎用化土地基盤整備事業であって、次のいずれかに該当するものに要する経費</p> <p>1 次に掲げる事業のいずれかを実施するものであって、受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業</p> <p>(2) 農道整備事業</p> <p>(3) 暗きょ排水事業</p> <p>(4) 客土事業</p> <p>2 1に掲げる事業のうち2以上を併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上のもの</p> <p>3 1又は2に掲げる事業と併せて次に掲げる事業を行うもの</p> <p>(1) 区画整理事業</p> <p>(2) 農用地保全事業</p> <p>(3) 土壌改良事業</p> <p>(4) 交換分合事業</p> <p>(5) 営農用水事業</p> <p>(6) 農業集落道整備事業</p> <p>(7) 防災安全施設整備事業</p> <p>(8) 土地利用推進事業</p> <p>(9) 特認事業</p>	当該経費の70パーセントに相当する額以内の額
基幹水利 施設技術 管理強化 特別指導 事業		岩手県土地改良事業団体連合会が行う国営土地改良事業等で造成され、土地改良区等が管理する基幹的水利施設に対する高度な技術管理能力を有する者による施設管理の指導又は管理技術の援助に要する経費	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額
国営造成 施設管理 体制整備 促進事業		<p>1 土地改良区等が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費</p> <p>国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設について、その操作、運転、整備等の業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を促進する事業</p> <p>2 市町村が行う国営造成施設管理体制整備促進</p>	<p>当該経費の80パーセントに相当する額以内の額</p> <p>当該経費の75パ</p>

		<p>事業であって、次に該当するものに要する経費</p> <p>国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区を対象として、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を促進する事業</p> <p>3 土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費</p> <p>国営土地改良事業により一級水系に造成された土地改良区が管理しているダムにおいて行うダムの洪水調節機能の発揮を図る事業</p>	<p>一セントに相当する額以内の額</p> <p>定額</p>
水利施設総合管理システムモデル事業		<p>土地改良区等が行う農業用排水施設群を総合的に管理する管理システムの建設、当該管理システムを運用管理する技術者の育成及び当該管理システムの改良・普及に要する経費</p>	<p>総合的に管理する管理システムの建設に係るものにあつては、当該経費の55パーセントに相当する額以内の額</p> <p>維持管理に係るものにあつては、当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>
農業水利施設台帳整備事業		<p>土地改良区等が行う土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項の規定に基づき当該土地改良区等が管理を受託している施設（国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設に限る。）に係る農業水利施設台帳の作成に要する経費</p>	<p>当該経費の3分の2に相当する額以内の額</p>
基幹水利施設更新支援対策事業		<p>土地改良区等が行う基幹水利施設更新支援対策事業であって、次に該当するものに要する経費</p> <p>1 地域用水機能を有している農業水利施設について、地域用水機能を維持増進するため、地域用水機能増進計画を策定し、増進支援活動、増進活動、増進活動を補完する施設等の改修整備をする事業</p>	<p>当該経費の50パーセント（増進活動を補完する施設等の改修整備にあつては、</p>

		2 土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価に必要なデータの整理及び土地改良施設台帳の作成	60パーセント) に相当する額以内の額 定額
基幹水利施設管理事業		<p>市町村が行う次に掲げる要件に該当する基幹水利施設（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）であって、非農地率がおおむね10パーセントであるものの管理に要する経費</p> <p>1 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。</p> <p>2 一施設ごとに受益面積がおおむね1,000ヘクタール（畑を受益地とするものにあつては、300ヘクタール）以上であること。</p> <p>3 次に掲げる施設の規模等に係る要件に該当するものであること。</p> <p>(1) ダム 設計洪水量がおおむね毎秒300立方メートル以上であること。</p> <p>(2) 頭首工 次に掲げる要件のすべて該当するものであること。 ア 設計洪水量がおおむね毎秒300立方メートル以上であること。 イ ゲートを1門以上有すること。 ウ 最大取水量がおおむね毎秒1.0立方メートル以上であること。</p> <p>(3) 用水機場 最大取水量がおおむね毎秒1.0立方メートル以上であること</p> <p>(4) 排水機場 排水機の総口径がおおむね3,000ミリメートル以上であること。</p> <p>(5) 排水樋門 計画通水量がおおむね毎秒15立方メートル以上であること。</p>	当該経費の60パーセントに相当する額以内の額

<p>新農業水利システム保全対策事業</p>		<p>土地改良区等が行う新農業水利システム保全対策事業であって、次に該当するものに要する経費 担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現するため、新たな農業水利システムをモデル的に構築する事業。</p> <p>1 農業水利システム保全計画策定事業</p> <p>2 管理省力化施設整備事業</p>	<p>農業水利システム保全計画策定事業については定額補助。(下表に定める額を上回らないものとする。)</p> <p>管理省力化施設整備事業については、当該経費の1/2に相当する額以内の額</p>
<p>農業用水水源地域保全対策事業</p>		<p>土地改良区等が行う農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや水源林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等に要する経費</p>	<p>定額補助</p>

算 定 式		
地区の経費限度額＝1地区当たり基準額＋加算額		
○1地区当たり基準額		
対象事業の水利区域面積区分	基準額	摘要
(1)採択年度から3年目まで おおむね 20ヘクタール以上100ヘクタール未満 100ヘクタール以上200ヘクタール未満 200ヘクタール以上300ヘクタール未満 300ヘクタール以上	200千円 1,000千円 2,000千円 3,000千円	
(2)4年目から5年目まで おおむね 20ヘクタール以上100ヘクタール未満※ 100ヘクタール以上200ヘクタール未満 200ヘクタール以上300ヘクタール未満 300ヘクタール以上	60千円 300千円 600千円 900千円	
※ 中山間地域にあってはおおむね10ヘクタール以上100ヘクタール未満。		
○加算額		
区 分	加算額	摘要
(1)水利権の更新資料の作成がある場合 採択年度から3年目まで	1,000千円	
(2)更新・高度化等の基本整備計画の作成がある場合 採択年度から3年目までのいずれか単年度	1,000千円	

<p>地域農業 水利施設 ストック マネジメント事業</p>		<p>土地改良区等が行う地域農業水利施設ストックマネジメント事業であって、次に該当するものに要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体営事業等で造成された農業水利施設（以下「団体営造成施設等」という。）に関する機能保全計画を作成するものであって、末端支配面積が100ヘクタール以上のもの 2 団体営造成施設等に係る保全対策工事を実施するものであって、受益面積が100ヘクタール以上のもの ただし、前項1の事業を実施しない場合にあつては、受益面積が10ヘクタール以上のもの 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事を実施するものであって、受益面積が10ヘクタール以上のもの 	<p>当該経費の50パーセント（中山間地域において行う場合にあつては、55パーセント）に相当する額以内の額</p>
<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p>	<p>PCB廃棄物効率処理対策事業</p>	<p>土地改良施設の管理者である土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認めるものが保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）を保管する事業場から回収し、処理施設に運送するために要する経費</p>	<p>当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>
<p>事務</p>		<p>農業基盤整備促進事業にあつては、当該事業に係る事務に要する経費で当該事業に要する工事費の100分の1.02に相当する額、土地改良総合整備事業、基幹水利施設技術管理強化特別指導事業、国営造成施設管理体制整備促進事業、水利施設総合管理システムモデル事業、農業水利施設台帳整備事業、基幹水利施設管理事業、新農業水利システム保全対策事業、農業用水水源地域保全対策事業又は地域農業水利施設ストックマネジメント事業にあつては当該事業に係る事務に要する経費で当該事業に要する工事費の100分の1に相当する額、水田汎用化土地基盤整備事業にあつては当該事業に係る事務に要する経費で当該事業に要する工事費の250分の1に相当する額</p>	<p>当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	土地改良事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第1号 第2号 第3号	2部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	土地改良事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2号 第3号	2部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	土地改良事業補助金請求（精算）書 1 事業計画書 2 収支精算書 3 事業実績調書	第5号 第2号 第3号 第6号	2部	別に定める。